

本報告は、「環境のための権利」が憲法上の権利として語られる際の環境倫理的な観点の問題にするものである。

環境倫理的な観点において、環境は、地球の資源の有限性を背景に、現在の人間に対し、「未来の世代」の生存可能性を狭める開発は許まなければならないという「責任 (= 義務)」を課しているものと考えられている。このことから、「環境のため権利」は、「自然自身」や「未来の世代」の人間に対する「生存権」を保障するものとされる。すなわち、世界に人間が存続することこそが人類にとっての無条件の義務であり、それに対し個人の生存は、人類の義務を侵害しない限りで議論されることとなる。

しかし、このように権利主体として「未来の世代」や「自然」を想定する考え方が、法実証主義に基づく近代の法構造の予定するものを逸脱していることが即座に理解されよう。近代の法、すなわち法実証主義は、法の有効性の根拠を基本的に法そのものに求めている。また法の原理は、現存する人間同士で作られた約束（規約）に基づいて定められるという考え方（現在が未来を決定する）に依拠している。したがって、ここでは「未来世代の権利」は予定されえない。こうした法の予定外の権利主体の想定や現在に対する未来の優位という位置づけは、「環境のための権利」を見えやすくする一方で、その法的な基礎づけと実効性に関する議論を曖昧にしているように思える。

フランスにおいて、環境憲章の制定、その憲法前文への組み入れは、環境倫理的な観点から「環境権」を憲法的なレベルで規定することを含意していた。しかし、そうしたフランスでの動きは、EC/EU 法、国際法を背景にするものの、環境憲章は、当初、その後の国内判例上具体的な規範として認められることはなかった。しかし、近年、主として環境責任に関する EC 指令（2004/35）の実施義務を負い、GMO に関し、やはり EC 指令（2001/18）の実施義務を繰り返し問われ、フランスの裁判が EC 裁判所の先決裁定にも付されたことをきっかけに、「純粋に環境に対する責任」が国内判例上も問われるようになった。

このように、GMO に関する 2008 年 6 月 25 日の法律、環境責任に関する 2008 年 8 月 1 日の法律を続けて制定したことを契機に現れた判例を検証することにより、EU 法における「環境」の法的位置づけが見えてくるのではないだろうか。報告者は、ここに環境を権利として「未来の世代」や「自然」を持ち出す議論とは、別の可能性を見出して行きたいと考えるものである。